

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市体育館条例第5条	体育館の使用許可	スポーツ推進課、飯岡体育館、乙部体育館、好摩体育館

- 1 使用許可基準は、次のとおりとする。
施設の使用が、次のいずれにも該当しないこと。
ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある場合。
イ 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがある場合。
ウ ア、イに掲げるもののほか、体育館の管理上適当でない場合。
- 2 市長は、体育館の管理上必要があると認めたときは、許可に条件を付することがある。
- 3 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。